

令和8年度 大網白里市保育認定(2号・3号認定)利用者負担額(保育料)基準額表

階層区分		子どもの対象区分		3歳未満		3歳以上	
				標準時間 (11時間)	短時間 (8時間)	標準時間 (11時間)	短時間 (8時間)
第1階層	生活保護世帯	1		無償化により 0円		無償化により 0円	
第2階層	市町村民税 非課税世帯	2-1	下記以外				
		2-2	第2子				
		2-3	第3子				
		2B	ひとり親世帯等				
第3階層	市町村民税 所得割額 48,600円未満	3-1	下記以外	13,500	12,500		
		3-2	第2子	6,750	6,250		
		3-3	第3子	0	0		
		3B	ひとり親世帯等	0	0		
第4-1階層	市町村民税 所得割額 57,700円未満	4-1-1	下記以外	22,300	20,300		
		4-1-2	第2子	11,150	10,150		
		4-1-3	第3子	0	0		
		4B-1	ひとり親世帯等	0	0		
第4-2階層	市町村民税 所得割額 77,101円未満	4-2-1	下記以外	22,300	20,300		
		4-2-2	第2子(兄弟が就学前)	11,150	10,150		
		4-2-3	第3子以降(兄弟が就学前)	0	0		
		4B-2	ひとり親世帯等	0	0		
第4-3階層	市町村民税 所得割額 97,000円未満	4-3-1	下記以外	22,300	20,300		
		4-3-2	第2子(兄弟が就学前)	11,150	10,150		
		4-3-3	第3子以降(兄弟が就学前)	0	0		
第5階層	市町村民税 所得割額 169,000円未満	5-1	下記以外	36,500	33,500		
		5-2	第2子(兄弟が就学前)	18,250	16,750		
		5-3	第3子以降(兄弟が就学前)	0	0		
第6階層	市町村民税 所得割額 301,000円未満	6-1	下記以外	49,500	46,500		
		6-2	第2子(兄弟が就学前)	24,750	23,250		
		6-3	第3子以降(兄弟が就学前)	0	0		
第7階層	市町村民税 所得割額 397,000円未満	7-1	下記以外	57,500	54,500		
		7-2	第2子(兄弟が就学前)	28,750	27,250		
		7-3	第3子以降(兄弟が就学前)	0	0		
第8階層	市町村民税 所得割額 397,000円以上	8-1	下記以外	57,500	54,500		
		8-2	第2子(兄弟が就学前)	28,750	27,250		
		8-3	第3子以降(兄弟が就学前)	0	0		

- この保育料は、保育園、認定こども園(保育園部分)、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に通う利用者が対象となります。
- 階層区分は、令和7年9月から令和8年8月までは令和7年度の市町村民税所得割額により決定します。
保護者等が国外に赴任していて、市町村民税が課税されない場合は、年収額を基に市町村民税額に換算して決定します。
- 第2階層及びひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯で第3階層、第4-1階層、第4-2階層は無料となります。
- 第3階層、第4-1階層は、兄弟の年齢に関係なく、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- 第4-2階層から第8階層は小学校就学前までの間に兄弟姉妹がいる場合、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※ 市町村民税所得割額について

・市町村民税所得割額を算出する場合には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得控除、住宅借入金等特別税額控除は適用されません。

※ 幼児教育・保育の無償化について

- 対象者は、令和8年4月1日時点で3歳以上の子ども及び0歳から2歳までの非課税世帯の子どもです。
(年度途中に3歳になっても令和8年度は無償化の対象にはなりません。)
- 無償になるのは保育料のみであり、食材費(主食・副食)や延長保育料、教材費、行事費等をご負担いただきます。

【保育料の算定対象者について】

保育料は原則、父母の課税情報によって算定します。

ただし、以下の条件を満たす場合には、同居の親族なども保育料算定の対象となります。

- ①父母の市町村民税額が非課税である場合
- ②父母の収入が一定の金額に満たない場合
- ③市民税が課税されている同居の親族がいる場合

なお、一定の金額とは、生活扶助基準の「基準生活費の額」のことをいいます。

〈例〉

父(35歳)・母(33歳)・子(2歳)の世帯・・・13万1,000円

母(33歳)・子(2)歳の世帯・・・12万1,000円

収入の確認方法については、

①年収を確認する場合・・・保育料算定対象年度の市町村民税情報内の収入

②月収を確認する場合・・・直近3月の収入によるものとします。

※直近3月の収入については、別途、給与明細書等の提出が必要となります。